

松江市告示第 229 号

松江市空き家再生等推進事業補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 337 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 空き家 <u>      </u>市内に存する<u>おおむね 1 年以上使用されていない</u>建築物で、<u>      </u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>今後も居住の用に供される見込みのない住宅又は従来用途に供される見込みのない住宅以外の<u>もの</u>をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第 3 条 略</p>		<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 空き家 <u>松江市</u>市内に存する<u>      </u></p> <p>_____建築物で、<u>規則第 4 条第 1 項の規定による交付申請のときに 現に使用されておらず、かつ、</u></p> <p>_____</p> <p>今後も居住の用に供される見込みのない住宅又は従来用途に供される見込みのない住宅以外の<u>建築物</u>をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第 3 条 略</p>	
略		略	
終期	<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>	終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>
補助対象者の範囲	<p>対象となる空き家の所有者又は賃借人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p><u>(1)～(3)</u> 略</p> <p><u>(4) 松江市税の滞納がない者</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>補助対象者の範囲</p> <p>対象となる空き家の所有者又は賃借人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p><u>(1) 松江市税の滞納がない者</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> 略</p> <p>(5) 略</p>	

<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><b>(8) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書</b></p> <p><b>(9) 前各号に掲げるもののほか</b>市長が必要と認める書類</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <b>前各号に掲げるもののほか</b>市長が必要と認める書類</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><b>(8) その他</b> _____ 市長が必要と認める書類</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <b>その他</b> _____ 市長が必要と認める書類</p>
---	---

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。